

中野区独自の介護保険サービス(特別給付)

■短期入所(ショートステイ)に伴う送迎費用の支給

短期入所(ショートステイ)*利用時の送迎の際に、タクシーや寝台車を利用しなければならない場合、支払った送迎費用のうち、利用者負担額(下表参照)を超える額を給付します。

ただし、給付限度額(タクシー12,500円・寝台車12,000円)(下表参照)を超えた額は、全額利用者負担となります。

* (介護予防)短期入所生活(又は療養)介護として指定されている施設のみ対象となります。

● **対象者**: 要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方で、短期入所(ショートステイ)を利用する際に、タクシーおよび寝台車を利用しなければならない方。ただし、自宅から短期入所施設までの区間に限ります。

●利用者負担と給付限度額(片道)

	利用者負担額	給付限度額		利用者負担額	給付限度額
タクシーを利用した場合	2,500円	12,500円	寝台車を利用した場合	4,000円	12,000円

■訪問理美容サービス

在宅で寝たきりの方などに、訪問による理美容サービスを実施します。

● **対象者**: 要介護3～5で、寝たきりまたは認知症により理美容店での調髪が困難な方。

● **利用者負担**: 1回につき1,500円

● **内容**: 区が発行する理美容券により、区と協定を結んでいる理美容店から訪問による理美容サービスが受けられます。理美容券は、年間最大6枚まで発行します(申請月で、理美容券の年間の給付枚数が異なります)。

■寝具乾燥サービス

在宅で寝たきりの方などに、寝具乾燥サービスを実施します。

● **対象者**: 要介護4・5で身体または家屋の環境により寝具乾燥を行うことが困難な方。要介護4・5で寝たきりおよび常時失禁状態の方。

●内容及び利用者負担(1回につき)

- ・ 水洗い(年3回) 寝具の表面及び中綿も含めて水洗い・乾燥を行います。
1回につき 1,000円(住民税世帯非課税等 800円)
- ・ 乾燥消毒(年9回) 熱風をあてて、消毒脱臭・乾燥を行います。
1回につき 700円(住民税世帯非課税等 550円)

● **利用方法**: 区と協定を結んでいる事業者が訪問し、毎月1回、水洗いまたは乾燥消毒のサービスを行います。毎月の実施日時や内容は予め定められています。

問い合わせ先: 介護保険課介護給付係 直通電話03-3228-6531

■おむつサービス

要介護1以上で常時失禁状態の方へ、おむつの現物給付を行います。

● **内容**: 紙おむつを月1回自宅等へ配送します。

● **利用料**: 無料。ただし所得制限あり。生計中心者の前年(1～6月の申請は前々年)の合計所得金額350万円未満の方。

● **相談・申請先**: 最寄りの地域包括支援センター(32ページ参照)
申込受付は前月25日まで(土日祝はその直前の平日、2・4・12月は早まります。)

問い合わせ先: 地域包括支援センター(32ページ参照)

* 介護保険給付外のサービスについては30～31ページをご覧ください。

介護サービスを利用して、困ったことやトラブルがある場合は…

- ① まずはサービス提供事業者にご相談してみましょ。
- ② サービス提供事業者にご相談しても解決しない場合は、担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターにご相談してみましょ。
- ③ それでも解決しない場合は、中野区の介護事業者係にご相談ください。

問い合わせ先: 介護保険課介護事業者係 03-3228-8878

区では介護サービスの質の確保や適切な給付を実施していくため、介護サービス事業者の指導を行っています。

■介護保険関係の申請用紙などをダウンロードすることができます

中野区のホームページから介護保険関係の申請用紙などをダウンロードすることができます。実際に申請する際などは注意事項をよくお読みください。

中野区ホームページ

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>

「便利なサービス」申請書ダウンロード

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/index.html>

●● 中野区役所内の問い合わせ先(中野区役所は令和6年5月7日に移転いたします。) ●●

中野区役所への問合せ内容	部署名	電話番号
①被保険者資格・被保険者証・介護保険料に関すること	介護保険課 介護資格保険料係	03-3228-6537
②要介護認定の申請・訪問調査に関すること	介護保険課 介護認定係	03-3228-6513
③介護サービスの給付・利用者負担に関すること	介護保険課 介護給付係	03-3228-6531
④介護保険の制度運営・介護保険事業計画に関すること	介護保険課 管理係	03-3228-5629
⑤介護サービス事業者の指導・指定に関すること	介護保険課 介護事業者係	03-3228-8878
⑥介護予防支援に関すること	地域包括ケア推進課 介護予防推進係	03-3228-8949
⑦おむつサービス及び介護給付外の高齢者サービス係に関すること	地域包括ケア推進課 在宅サービス係	03-3228-5632
FAX番号	03-3228-5620(5月7日以降) ※①～⑤ 介護保険課 03-3228-8972(5月2日まで) ※⑥～⑦ 地域包括ケア推進課 03-3228-5492(5月2日まで)	
①～⑤介護保険課共通メールアドレス	kaigohoken@city.tokyo-nakano.lg.jp	
⑥～⑦地域包括ケア推進課共通メールアドレス	houkatukea@city.tokyo-nakano.lg.jp	

中野区役所 〒164-8501 東京都中野区中野4-8-1(令和6年5月2日まで)
東京都中野区中野4-11-19(令和6年5月7日から)
代表03-3389-1111